

播磨町地域福祉計画

播磨町成年後見制度利用促進基本計画
播磨町再犯防止推進計画

概要版

だれもが排除されず、つながりを持ち続け
いきいきと暮らせるまち播磨町



令和6年3月

播磨町

地域福祉とは

「福祉」とは、**ふだんのくらしのしあわせ**のことであり、高齢者や要介護者、障がいのある人だけに関するものではありません。

「地域福祉」は、「地域」+「福祉」になるので、暮らしている地域で、ふだんから幸せに暮らすための取り組みです。

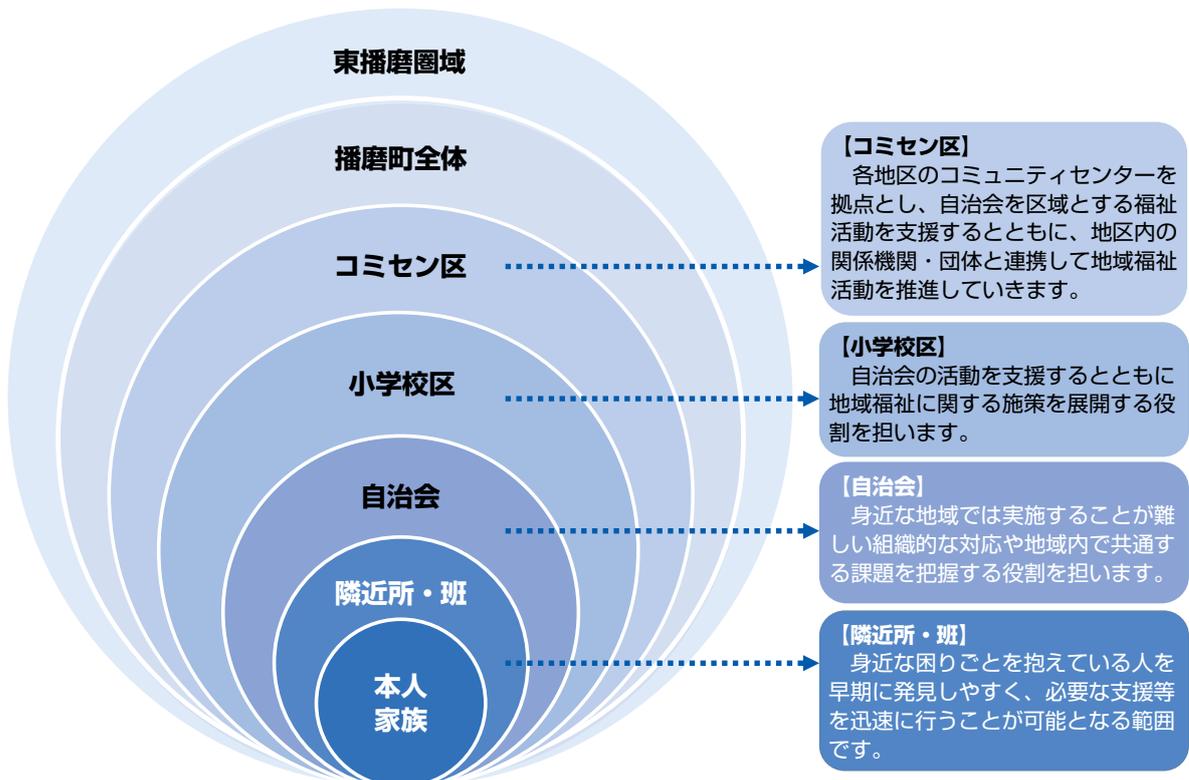
計画策定にあたって

地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定する」ことにあるとされています。本計画を実効性のある計画とするため、行政が一方向的に策定をすることなく、国や社会の動向を踏まえつつ、住民参加によるプロセスを重視しながら、本町における地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について検討を行いました。

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間とし、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協力し、地域のさまざまな生活課題の解決や地域づくりに取り組むことで「地域共生社会」を実現できるよう、取り組みを進めます。

「地域」の考え方

本計画では、段階的な圏域を福祉圏域として捉え、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら相互の機能連携を図ることによって、地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。



【基本理念】

だれもが排除されず、つながりを持ち続け いきいきと暮らせるまち播磨町

基本理念の実現に向けて、以下の4つを基本目標とし、計画を推進していきます。

基本目標1 誰もが安心して暮らせる支援体制づくり（相談体制の強化）

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくため、地域生活課題を早く把握できる仕組みや、住民が相談しやすい環境を整えます。

《町で取り組む施策の方向》

- 相談に丸ごと対応する（断らない相談支援）
- 情報が入手しやすい
- 孤立・孤独に陥らせない

基本目標2 一人ひとりが参加し、力を発揮できる仕組みづくり（参加支援）

全ての住民が「お互いさま」の意識で支えあう地域をめざし、良好な地域社会が形成できるようさまざまな活動の活性化と次代を担う人材を地域で育成していくよう努めます。

《町で取り組む施策の方向》

- 支え合う人や場を育む
- 活動をみんなで担う
- オープンな拠点・居場所を作る

基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり

地域の人々が、日頃の何げない声のかけ合いや小さな活動から、ちょっとした変化・異変に気づき、予防的にかかわることや気軽に「助けて」といえる関係づくりを進めます。

《町で取り組む施策の方向》

- 住民活動の促進を支援する
- つながりを広げる
- 安全・安心に暮らせる

基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住民や行政、関係機関をはじめとする多様な主体が協力し、生き心地の良い地域共生社会の実現のため基盤づくりを進めます。

《町で取り組む施策の方向》

- 誰ひとり取り残されない
- 成年後見制度の利用を促進する
- 再犯を防止する

基本目標1 誰もが安心して暮らせる支援体制づくり(相談体制の強化)

《めざすべき姿》

「困っているので助けてほしい」と周りの人にSOSを伝えることができます。
だれかの「困っている」を受け取った人は、適切な支援機関や支援者につないでいます。

住んでいる地域に関心を持って、さまざまな情報を収集し、共有しましょう。



困りごとは一人で抱え込まずに、周囲の人に相談しましょう。また、周囲の人の困りごとについても助け合いましょう。

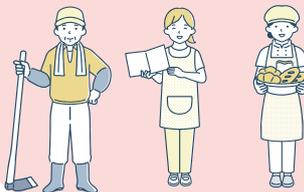


日頃からの近所付き合いや気になる家庭の見守りを行い、周囲の人の変化や異変に気づいた際は、必要に応じて適切な機関につなぎましょう。



だれもが排除されず、つながりを持ち

住民活動への関わりを通して、「自分たちのまちは自分たちでつくれるし、守れる」という意識を醸成していきましょう。



関係者が連携して、地域の行事やイベント等の住民同士で交流できる機会や場づくりを充実させていきましょう。



地域の防災訓練等に誘い合ってみんなで参加し、いざというときに助け合える関係性をつくりましょう。



《めざすべき姿》

住民をはじめ、さまざまな店舗や民間事業者など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っており、日常的に地域で助け合う体制が整っています。

基本目標3 多様な関わりやつながりを促進するまちづくり

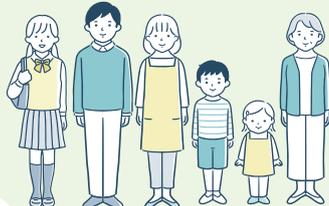
で取り組むこと

基本目標2 一人ひとりが参加し、力を発揮できる仕組みづくり（参加支援）

《めざすべき姿》

地域に住む人々が福祉の問題を自分自身のこととして捉え、お互いに理解し合い、“思いやりのこころ”の文化が根付いています。また、地域のサークルや団体同士が積極的に交流しています。

多様な世代が参加できる居場所を充実させ、情報発信しましょう。



地域での福祉活動に参加してみたい人が気軽に参加できるような負担がかからない活動メニューを検討しましょう。



みんなが集まれる場や機会を創設するなど、活動のきっかけづくりを行いましょう。



続け いきいきと暮らせるまち播磨町

福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口にご相談しましょう。



見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎましょう。



《めざすべき姿》

全ての住民の人権が尊重され、さまざまな困難や生きづらさを抱える人も自分らしく地域でいきいきと暮らしています。

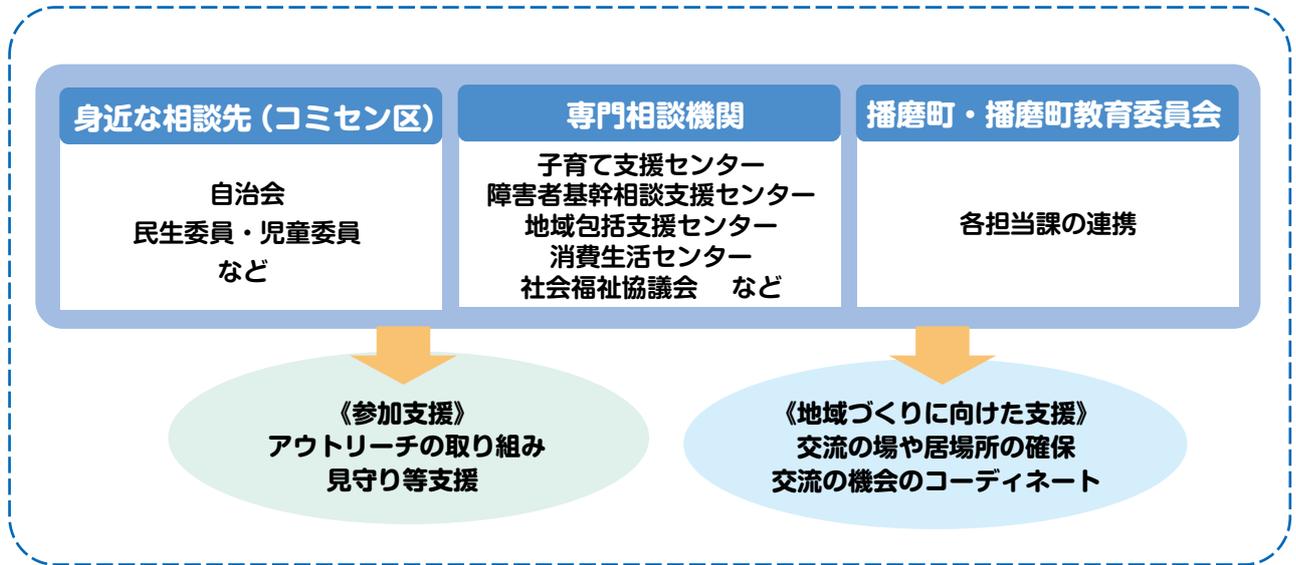
地域福祉の推進に向けては、一人ひとりの協力が不可欠です。また、継続して取り組むことが重要です。自分の身近な範囲で、できることから、無理なく始めましょう。

基本目標4 生きづらさを抱える人を支える基盤づくり

重点目標

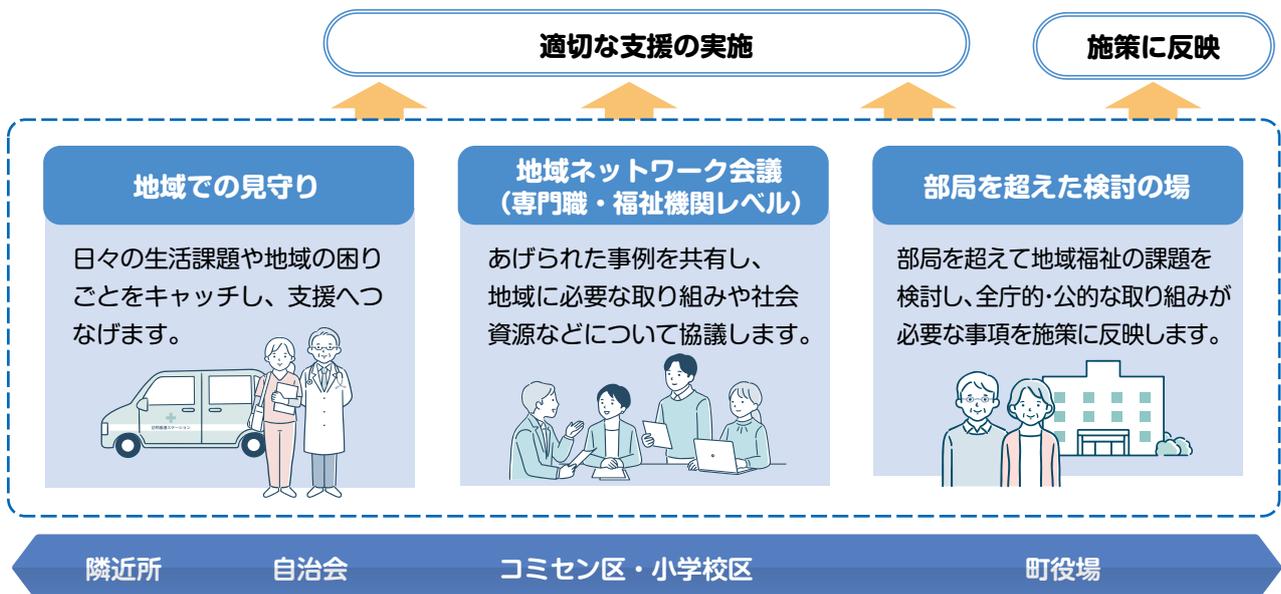
重点目標1 全庁的な取り組みの推進

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応していくため、**庁内の縦割り・分野別を超えた、「ワンチームはりま」の全庁的な取り組み体制を構築**します。



重点目標2 圏域における地域福祉の推進

隣近所でのあいさつ・声かけによる「顔見知り」づくりから、見守りをはじめとした安否確認や子どもの安全確保などの取り組みに展開できるよう、それぞれの圏域において、団体・機関等の協力により重層的なセーフティネットを構築します。また、新たな機関・社会資源の巻き込みによって、見守り力の拡大を図り、**どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現**していきます。



成年後見制度利用促進基本計画

認知症や障がいがあることによって判断能力が十分でない人や、自己の権利を表明することが困難である等の理由により支援を必要とする人が、意思や尊厳、そして自分らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用し、住み慣れた地域で安心して生活できることをめざします。



【取り組みの展開】

成年後見制度の理解促進と普及啓発

必要な時に必要な制度を選択できるよう、制度への理解促進を図るとともに、元気なうちから利用に備える意識づくりを進めます。

相談機能の充実と利用促進

「成年後見センター」を設置し、住民や福祉関係者などが相談できる体制を整備します。

地域連携ネットワークづくり

地域において権利擁護が必要な人を把握して必要機関につなげられるよう、関係機関と連携したネットワークの構築を進めます。

町長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の活用

町長申立てについて、関係機関と連携した迅速な対応を支援します。

中核機関の設置に向けた検討

地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関の設置や体制整備に関する検討を進めます。

再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人たちの中には、生きづらさを抱えて社会の中で孤立している人や福祉による支援や配慮が必要な人など、さまざまな困難や課題を抱えている人が多くいます。犯罪や非行から立ち直ろうとする人への理解を深め、保護司や更生支援に取り組んでいる団体等と連携し、必要な支援をつなげていくことで、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進します。



【取り組みの展開】

就労・住居の確保等

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

保健医療・福祉サービスの利用の促進等

必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう、関係機関・団体等との連携を図ります。

学校等と連携した修学支援の実施等

生活困窮、不登校、ヤングケアラー等のさまざまな困難を抱える家庭の児童生徒、保護者に対し、相談体制の充実を図ります。

再犯防止に向けた基盤の整備等

各種団体等との連携を通じて、再犯防止に向けた支援体制の構築に取り組むとともに、再犯防止に関する広報啓発活動を行います。

計画の推進に向けて

行政だけでなく、住民・地域、地域の福祉関係事業者や企業等の事業者、ボランティア、社会福祉協議会等のそれぞれが役割を担いながら、協働し、それぞれの取り組みに相乗効果をもたらすことにより、地域福祉の向上を図っていきます。

住民・地域の役割



- 一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めます。
- 隣近所での声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど、困っている人がいれば声をかけ合える関係をつくります。
- 各種研修や講座、地域活動などへ参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出します。

事業者の役割



- サービスの質を確保します。
- 事業内容やサービス内容について積極的な発信を行います。
- 事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となります。
- 地域の一員として地域活動へ参加し、交流や相互の理解を深めます。

社会福祉協議会の役割



- 円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、機能を強化します。
- 地域の福祉活動の推進役として、より一層中心的な役割を果たします。

行政の役割



- 様々な主体による地域福祉活動が活発に行われるよう、普及・啓発や情報提供、支援などの環境整備を行います。
- 公的な福祉サービスと地域福祉活動を結びつけ、調整します。
- 関係機関等との連携を図り、個性豊かな地域づくりを支援します。

播磨町地域福祉計画《概要版》

(令和6年3月)

播磨町役場 福祉保険部 健康福祉課

〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
電話：079-435-0311 F A X：079-435-0831

表紙絵作者：村山 ゆかり（播磨町マスコットキャラクター「いせきくん・やよいちゃん」の作者）